

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日は、
お休み
の日と
させていただきます)

◇告 示
字の区域の新設等(二件)
土地改良法による換地処分(二件)

告 示

鳥取県告示第四百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、赤碕町長から次のとおり字の区域を新たに画し、変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の新設、変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定によるオノ木地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

新たに画する字
の名称

同上の区域(昭和五十七年七月二十八日現在の地番による。)

大字松谷字オノ
木中堤ノ下

大字松谷字オノ木谷中堤ノ下二四一の一、二四二、二四二の一、二四三の一、二四三の二、二四四の一の一部、二

四四の二、二四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、
大字松谷字西高野六〇六の二二の一部並びに大字勝田字中
前野四三二の一の二

大字松谷字オノ
木大道ノ下

大字松谷字オノ木谷中堤ノ下二四四の一の一部、二四五
の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字オノ木
谷大道ノ下二四六の一、二四七の一、二四七次一及びこれ
らと一体をなす国有地、大字松谷字西高野六〇六の二二の
一部並びに大字勝田字中前野四三二の一の三

大字松谷字オノ
木杖引ノ上

大字松谷字オノ木谷杖引ノ上二五六の二の一部、二五七
の一部、二五八の一部、二五九の一の一部、二五九の二の
一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字オノ木杖
引ノ下二六〇から二六四まで、二六五の一、二六五の三、
二六六の一、二六六の二、二六七の一及びこれらと一体を
なす国有地、大字松谷字西高野六〇六の二〇の一部並びに
大字出上字前野一四の二〇

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十七年七月二十八日現在の地番による。)

大字松谷字オノ
木大堤ノ下

大字松谷字オノ木大堤ノ下の全域、大字松谷字オノ木谷
杖引ノ上二五六、二五六の一、二五六の二の一部、二五七
の一部、二五八の一部、二五九の一の一部、二五九の二の
一部及びこれらと一体をなす国有地、大字松谷字西高野六
〇六の二〇の一部及び六〇六の二二並びに大字勝田字下前
野四三〇の三

大字松谷字西高
野

大字松谷字西高野のうち六〇六の二〇、六〇六の二一及
び六〇六の二二以外の区域

<p>大字松谷字オノ 木谷大道ノ下</p>	<p>大字松谷字オノ木谷大道ノ下のうち二四六の一、二四七の一、二四七次一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字松谷字オノ 木杖引ノ下</p>	<p>大字松谷字オノ木杖引ノ下のうち二六〇から二六四まで、二六五の一、二六五の三、二六六の一、二六六の二、二六七の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字出上字前野</p>	<p>大字出上字前野のうち一四の二〇以外の区域</p>
<p>大字勝田字中前野</p>	<p>大字勝田字中前野のうち四三一の二及び四三一の三以外の区域</p>
<p>大字勝田字下前野</p>	<p>大字勝田字下前野のうち四三〇の三以外の区域</p>
<p>大字赤碓字オノ 木杖引ノ下</p>	<p>大字赤碓字オノ木杖引ノ下の全域、大字赤碓字オノ木放山ノ下六四九の一部、六五〇の一部、六五四の一部、六五四次一及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字西高野一七六四の二、一七六四の三及び一七六七の六並びに大字赤碓字オノ木野一七七九の一〇</p>
<p>大字赤碓字オノ 木納屋田ノ上</p>	<p>大字赤碓字オノ木納屋田ノ上のうち六五八の一部、六五八の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字赤碓字オノ木放山ノ下六四九の一部、六五〇の一部、六五〇から六五三まで、六五四の一部、六五四内第一、六五四内第二、六五五及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字オノ木山ノ東六六二から六六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字西団子山六〇四の二並びに大字赤碓字細道ノ東一七七六の一四及び一七七六の一五</p>
<p>大字赤碓字西団子山</p>	<p>大字赤碓字西団子山のうち六〇四の二以外の区域</p>

<p>大字赤碓字オノ 木納屋田</p>	<p>大字赤碓字オノ木納屋田のうち六六八の一部、六六九の一から六六九の三までの一部、六七〇の一部、六七四の一部、六七四内第一、六七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに大字赤碓字オノ木山ノ東六六四の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碓字オノ 木小谷尻</p>	<p>大字赤碓字オノ木小谷尻の全域、大字赤碓字オノ木納屋田ノ上六五八の一部、六五八の一及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字オノ木山ノ東六六二から六六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、大字赤碓字オノ木納屋田六六八の一部、六六九の一から六六九の三までの一部、六七〇の一部、六七四の一部、六七四内第一、六七五及びこれらと一体をなす国有地並びに大字赤碓字オノ木八斗前六七八の七及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>大字赤碓字オノ 木八斗前</p>	<p>大字赤碓字オノ木八斗前のうち六七八の七及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字赤碓字西高野</p>	<p>大字赤碓字西高野のうち一七六四の二、一七六四の三及び一七六七の六以外の区域</p>
<p>大字赤碓字オノ 木細道ノ東</p>	<p>大字赤碓字オノ木細道ノ東のうち一七七六の一四及び一七七六の一五以外の区域</p>
<p>大字赤碓字オノ 木野</p>	<p>大字赤碓字オノ木野のうち一七七九の一〇以外の区域</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字松谷字オノ木谷中堤ノ下、大字松谷字オノ木杖引ノ上、大字赤碓字オノ木放山ノ下及び大字赤碓字オノ木山ノ東</p>

鳥取県告示第四百七十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、淀江町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による淀江字田川地区第一工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する 字の名称	同上の区域（昭和五十七年四月五日現在の地番による。）
大字福岡字傍示 ケ坪	大字福岡字傍示ケ坪のうち三六八の一の一部以外の区域、大字福岡字鯖田三七一の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに安原字北尾境五八二の二、五八四、五八五の三の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字福岡字鯖田	大字福岡字鯖田のうち三七一の三の一部、三七六の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字福岡字傍示ケ坪三六八の一の一部、大字福岡字分田三七八の一の一部、三八三の一部、三八四の一の一部、三八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、安原字北尾境五八五の三の一部、五八五の四、五八六の四から五八六の六まで及びこれらと一体をなす国有地、安原字寺内境の全域並びに安原字坊川六七二、六七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字福岡字分田	大字福岡字分田のうち三七八の一の一部、三八三の一部、
大字福岡字北郷	三八四の一の一部、三八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福岡字鯖田三七六の三の一部、大字福岡字北郷三八七の一の一部、三八八の三の一部、三八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに安原字坊川六七三の二の一部、六七四の二、六七五の二、六七七の二、六七八、六七九の二、六八九の三の一部、六八九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字福岡字北境	大字福岡字北境のうち三八七の一の一部、三八八の一の一部、三八八の三の一部、三八九の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三八九の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字淀江字神明三五九の一の一部並びに三七三の一及び三七四の一と一体をなす国有地の一部並びに安原字坊川六八九の三の一部、六八九の四、六八九の五の一部及びこれらと一体をなす国有地
大字淀江字神明	大字淀江字神明のうち三五九の一の一部、三七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三七三の一及び三七四の一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字福岡字北郷三八七の一の一部、三八八の一の一部並びに三八七の一、三八八の一及び三八九の一と一体をなす国有地並びに大字淀江字牧郷四九三の一
大字淀江字牧郷	大字淀江字牧郷のうち四九三の一以外の区域
大字淀江字天王	大字淀江字天王のうち三八五の一部、三八六の一の一部、三八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字淀江字神明三七四の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字大岩三八八の一の一部、三八八の二の一部、三八八の三、三八九の一、三八九の二、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一、三九一の二及びこれらと一体をなす国有地、安原字太田の全域並びに安原字坊川六八

<p>大字淀江字小前田</p>	<p>五の二から六八五の五まで、六八六の二、六八七の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字淀江字大岩</p>	<p>大字淀江字小前田のうち四五九の一、四五九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四六四及び四六五と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>大字淀江字大垣</p>	<p>大字淀江字大岩のうち三八八の一の一部、三八八の二の一部、三八八の三、三八九の一、三八九の二、三九〇の一、三九〇の二、三九一の一、三九一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに四〇六、四〇七の二、四〇八の一及び四〇八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字淀江字天王三八五の一部、三八六の一の一部、三八六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字大垣四一四の一、四一四の二、四一五の一から四一五の三まで、四一六、四一六の二、四一七の一から四一七の三まで及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字小前田四五九の一、四五九の二及びこれらと一体をなす国有地、大字今津字下谷二三四の一及び二三五と一体をなす国有地の一部並びに安原字下大垣四二四の二、四三〇の六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字今津字塚田</p>	<p>大字淀江字大垣のうち四一四の一、四一四の二、四一五の一から四一五の三まで、四一六、四三六の二、四三七の一から四三七の三まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字今津字塚田</p>	<p>大字今津字塚田の全域、大字淀江字王地一七五の一部、一七六の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今津字八反田一九九の一部、二〇〇、二〇一の一部、二〇二の一部、二〇八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今津字上谷二二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、安原字水頭谷四一一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに安原字下大垣四一七の二の二</p>
<p>大字今津字王地</p>	<p>一体をなす国有地並びに安原字沓反畝の全域</p>
<p>大字今津字下谷</p>	<p>大字今津字王地のうち一七五の一部、一七六の一部、一九八の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字今津字八反田二〇八の一の一部、二〇八の二、二〇九の一の一部、二〇九の二、二一〇の一の一部、二一〇の二、二一一の一から二一一の四まで、二一四の一部及びこれらと一体をなす国有地、大字今津字下谷二三三の一の一部、二三三の三の一部、二三六の二の一部、二三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四の一及び二三五と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字今津字八反田二〇五の一部、二一四から二一六までの一部、二一七、二一八の一部並びに大字今津字上谷二一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>大字今津字八反田</p>	<p>大字今津字下谷のうち二三〇の一の一部、二三〇の二の一部、二三一の一部、二三三の一の一部、二三三の三の一部、二三六の二の一部、二三八の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三四の一及び二三五と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字今津字八反田二〇五の一部、二一四から二一六までの一部、二一七、二一八の一部並びに大字今津字上谷二一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

一部及びこれと一体をなす国有地

大字今津字上谷のうち二一九から二二一までの一部、二二二から二二五まで、二二六の一、二二七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、大字今津字下谷二三〇の二、二三〇の二の一部、二三一の一部、大字今津字八反田二〇五の一部、大字今津字大岩四〇六、四〇七の二、四〇八の一及び四〇八の二と一体をなす国有地の一部並びに安原字下大垣四一七の二の一部、四一八の二、四二二の三、四二四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

大字今津字金友

大字今津字金友のうち二五五の二、二五六の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

廃止する字の名称

安原字北尾境、安原字寺内境、安原字坊川、安原字太田、安原字下大垣、安原字水頭谷及び安原字志反畝

鳥取県告示第四百四十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の第二項において準用する同法第五十四条第四項の規定による淀江宇田川地区第一工区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十八年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称

同上の区域（昭和五十七年四月五日現在の地番による。）

安原字北尾境

安原字北尾境の全域、安原字山下五六一の二の一部、五六二の二、五六二の二の一部、五六二の二、五六二の三、五六五の一部及びこれらと一体をなす国有地、安原字溝尻五六六の一、五六六の二、五六七の二の一部、五六七の二、五七四の二の一部、五七四の二、五七四の三、五七四の四の一部、五七四の五の一部、五七五及びこれらと一体をなす国有地並びに安原字寺内境五八八の二の一部、五八八の二の一部、五八九の一部、五九〇の二の一部、五九一の二の一部、五九二の二から五九二の三まで、五九三の二の一部、五九三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

安原字山下

安原字山下のうち五六一の二の一部、五六一の二、五六二の二の一部、五六二の二、五六二の三、五六五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、安原字山崎五四六の一部、五四七の二の一部、五四七の二の一部、五四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに安原字溝尻五六七の二の一部、五六八の二の一部、五六九の二の一部、五七〇の二から五七〇の五までの一部、五七一の二の一部及びこれらと一体をなす国有地

安原字山崎

安原字山崎のうち五四六の二の一部、五四七の二の一部、五四七の二の一部、五四九の三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

安原字雲雀田

安原字雲雀田のうち五一二の二の一部、五一二の三の一部

	<p>部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>安原字溝尻</p>	<p>安原字溝尻のうち五六六の一、五六六の二、五六七の一の部、五六七の二、五六八の一の部、五六九の一の部、五七〇の二から五七〇の五までの部、五七一の二の部、五七四の一の部、五七四の二、五七四の三、五七四の四の部、五七四の五の部、五七五及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、安原字雲雀田五一二の二の部、五一二の三の部及びこれらと一体をなす国有地、安原字山崎五四九の三の部及びこれと一体をなす国有地、安原字寺内境五九三の一の部、五九四から五九六までの部及びこれらと一体をなす国有地並びに安原字孫市六〇七の部、六〇八の一の部、六〇九の一の部、六一〇の部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>安原字寺内境</p>	<p>安原字寺内境のうち五八八の一の部、五八八の二の部、五八九の部、五九〇の部、五九一の部、五九二の部、五九二の三から五九二の三まで、五九三の部、五九三の二の部、五九四から五九六までの部、五九九の部、六〇二の部、六〇二の二の部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、安原字孫市六〇三、六〇四の部、六〇六の部及びこれらと一体をなす国有地、安原字朝引六二二の部及びこれと一体をなす国有地並びに安原字坊川六七〇の部、六七二の部、六七三の部及び六七三の二の部</p>	<p>安原字孫市</p>	<p>安原字孫市のうち六〇三、六〇四の部、六〇六の部、六〇七の部、六〇八の部、六〇九の部、六一〇の部、六一〇の二の部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、安原字細道五〇六の部、五〇六の二、五一〇の二の部、五一〇の三及びこれらと一体をなす国有地、安原字大垣四五六の部及びこれと一体をなす国有地、安原</p>		
	<p>字寺内境五九六の部及び五九九の部並びに安原字朝引六一三の部、六一三の二、六一四の部、六一四の二の部、六一六の部、六一七、六一八の部、六一九の部及びこれらと一体をなす国有地並びに六一九と一体をなす国有地の一部</p>	<p>安原字細道</p>	<p>安原字細道のうち五〇六の部、五〇六の二、五一〇の二の部、五一〇の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>安原字大垣</p>	<p>安原字大垣のうち四四五の部、四四七の部、四四七の二の部、四四八の部、四四八の二の部、四四八の三の部、四四八の五、四四八の六、四五六の部、一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>安原字朝引</p>	<p>安原字朝引のうち六一三の部、六一三の二、六一四の部、六一四の二の部、六一六の部、六一七、六一八の部、六一九の部、六二二の部、六二二の二から六二二の四まで、六二二の二の部、六二二の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六一九と一体をなす国有地以外の区域、安原字大垣四四七の部、四四七の二の部、四四八の部、四四八の二の部、四四八の三の部、四四八の五、四四八の六、四五六の部、一部及びこれらと一体をなす国有地、安原字孫市六〇四の部、安原字寺内境六〇二の部、安原字的場六二七の部、六二八、六二九の部、六三〇の部、六三六の部、一部及びこれらと一体をなす国有地並びに安原字太田六六一の部、六六二の部、六六三の部、六六六の部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>安原字坊川</p>	<p>安原字坊川のうち六七〇の部、六七二の部、六七二の二及び六七三の部、一部以外の区域、安原字寺内</p>

<p>安原字太田</p>	<p>境六〇二の二の一部、六〇二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、安原字朝引六二二の二の一部、六二二の二から六二二の四まで、六二二の二の一部、六二二の二及びこれらと一体をなす国有地、安原字太田六五五の二の一部、六五五の四、六五六の二の一部、六五六の二、六六五の二の一部、六六五の二から六六五の四まで、六六六の二の一部、六六七の二、六六七の二及びこれらと一体をなす国有地、大字淀江字神明三七四の二及びこれと一体をなす国有地並びに大字淀江字天王三七六の五、三七六の六及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>安原字的場</p>	<p>安原字太田のうち六五三の二の一部、六五五の二の一部、六五五の四、六五六の二の一部、六五六の二、六五八の二の一部、六六一の一部、六六二の一部、六六三の一部、六六五の二の一部、六六五の二から六六五の四まで、六六六の二の一部、六六七の二、六六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六五八、六五九及び六六一と一体をなす国有地の一部以外の区域、安原字的場六四八から六五〇までの一部、六五一及びこれらと一体をなす国有地並びに六三八の二と一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、三九七の二の一部、三九八の一部、三九九の二の一部、四〇〇の二の一部、四一三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>安原字的場のうち六二七の一部、六二八、六二九の一部、六三〇の二の一部、六三六の二の一部、六四八から六五〇までの一部、六五一及びこれらと一体をなす国有地並びに六三八の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、安原字下大垣四二四の二、四二六から四二八まで、四二九の一部、四三〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、安原字大垣四四五の二の一部、安原字太田六五三の二の一部、六</p>	<p>安原字太田のうち六五三の二の一部、六五五の二の一部、六五五の四、六五六の二の一部、六五六の二、六五八の二の一部、六六一の一部、六六二の一部、六六三の一部、六六五の二の一部、六六五の二から六六五の四まで、六六六の二の一部、六六七の二、六六七の二及びこれらと一体をなす国有地並びに六五八、六五九及び六六一と一体をなす国有地の一部以外の区域、安原字的場六四八から六五〇までの一部、六五一及びこれらと一体をなす国有地並びに六三八の二と一体をなす国有地の一部並びに大字淀江字大岩三八八の二と一体をなす国有地の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、三九七の二の一部、三九八の一部、三九九の二の一部、四〇〇の二の一部、四一三の二及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>安原字下大垣</p>	<p>五八の一部、六六一の一部、六六二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに六五八、六五九及び六六一と一体をなす国有地の一部並びに大字淀江字大岩三九七の二の一部、三九八の一部、三九九の一部、四〇〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>廃止する字の名称</p>	<p>大字淀江字神明、大字淀江字天王及び大字淀江字大岩</p>
<p>鳥取県告示第四百十九号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る淀江字田川地区第一工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。</p> <p>昭和五十八年二月十九日</p> <p>鳥取県知事 平 林 鴻 三</p>	
<p>鳥取県告示第五十号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、赤碓町から同町が行う土</p>	

地改良事業に係る才ノ木地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十八年二月十九日

鳥取県知事 平 林 鴻 三